

文部科学大臣杯・国土交通大臣杯

国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2012

帆 走 指 示 書

1. 適用規則

- (1) 本競技会には、2009-2012セーリング競技規則（以下、規則という）を適用する。
ただし、帆走指示書によって変更されたものを除く。
- (2) 付則Pを適用する。
- (3) 使用言語間で矛盾が生じた場合は、英文を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下、指示という）の変更は、それが発効する当日の08：00までに掲示する。
ただし、レースの日程の変更は、発効する前日の17：00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、次の通りとし、陸上本部前のフラッグポールに掲揚する。

クラス旗（音響1声） 掲揚 : 当該クラスの出艇を許可する。
予告信号は、掲揚30分以降に発せられる。

5. レースの日程

- (1) 各クラスの予告信号予定時刻は、次のとおりとする。

5月4日（金）

海 面	種 目	予告信号予定時刻	
		第1レース	第2レース～第4レース
A海面	セーリングスピリッツ級	10：00	引き続き
	420級	10：00	引き続き
	FJ級	10：00	引き続き
	レーザー4.7	10：05	引き続き
	シーホッパー級SR	10：05	引き続き
	ミニホッパー級	10：05	引き続き
	OP級（上級者）	10：10	引き続き

※1 16:00より後に予告信号を発しない。

※2 昼食は、レース委員会より別途連絡する。

※3 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起する為に、予告信号の少なくとも4分前までに、レース委員会信号艇に、音響1声とともに「オレンジ旗」を掲揚する。

5月5日（土）

海面	種目	予告信号予定時刻
		第5レース
A海面	セーリングスピリッツ級	09:30
	420級	09:30
	FJ級	09:30
	シーホッパー級SR	09:35
	レーザー4.7	09:35
	ミニホッパー級	09:35
	OP級（上級者）	09:40
B海面	OP級（初級者）	09:30

※1 11:00より後に予告信号を発しない。

6. クラス旗・予告信号旗

艇種	クラス旗	予告信号旗
セーリングスピリッツ級 420級 FJ級	セーリングスピリッツ級旗420級旗 FJ級旗	FJ級旗
レーザー4.7 シーホッパー級SR ミニホッパー級	レーザー4.7旗 シーホッパー級SR旗 ミニホッパー級旗	レーザー4.7旗
OP級（上級者）	OP級旗（黒色）	OP級旗（黒色）
OP級（初級者）	OP級旗（赤色）	OP級旗（赤色）

7. レースエリア

レースは、A海面（OP級初級者以外のすべてのクラス）およびB海面（OP級初級者）に分けて行う。これらの海面を図-1に示す。

8. コース

(1) A海面で競技する種目で、セーリングスピリッツ級、420級、FJ級のコースは、スタート⇒1'⇒2⇒3⇒1'⇒3⇒フィニッシュとし、レーザー4.7、シーホッパー級SR、ミニ

ホッパー級、OP級（上級者）のコースは、スタート⇒1⇒2⇒3⇒1⇒3⇒フィニッシュとする。（図—2—1）。

（2）A海面では、予告信号以前にレース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

（3）B海面で競技するOP級（初級者）のコースは、スタート⇒1⇒2⇒3⇒フィニッシュとする。（図—2—2）

（4）A海面およびB海面ともに、コースのレグは、準備信号の後には変更しない。これは、規則33を変更している。

9. マーク

（1）マーク1、2、3および1'（A海面のみ）

A海面：マーク1、2、3は黄色の円筒形ブイ、マーク1'はオレンジ色の三角錐ブイを使用する。

B海面：マーク1、2、3は黄色の円筒形ブイを使用する。

（2）スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号艇とポートの端となる黄色の円筒形ブイとする。

（3）フィニッシュ・マーク

A海面：フィニッシュ・ラインのポートの端となる青色旗を揚げたレース委員会艇とスターボードの端となる黄色の円筒形ブイとする。

B海面：フィニッシュ・ラインのスターボードの端となる青色旗を揚げたレース委員会艇とスターボードの端となる黄色の円筒形ブイとする。

10. スタート

（1）レースは、規則26を用いて、予告信号をスタート信号の前5分とし、スタートさせる。

（2）スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚している2本のポールの間とする。

（3）スタート信号から4分以内にスタートしなかった艇は、審問なしにDNS（スタートしなかった）と記録される。これは規則A4、A5を変更している。

（4）予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともにスタート・ラインからおおむね50m以上離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。

（5）B海面のスタートに関しては、救助艇が指導することがある。

11. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚している2本のポールの間とする。

12. タイムリミット

（1）タイムリミットは、規則30.3に違反しないでスタートした当該クラスのトップ艇フィニッシュ後15分とする。

- (2) タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、審問なしにDNF（フィニッシュしなかった）と記録される。これは、規則35、A4、A5を変更している。

13. 抗議と救済要求

- (1) 抗議、救済要求および審問の再開の要求は、陸上本部で用意する所定の書式に記入の上、その日の当該クラスの最終レース終了後60分以内に提出しなければならない。ただし、抗議締切時刻は、プロテスト委員長の裁量により、延長されることがある。抗議締切時刻は、公式掲示板に掲示する。
- (2) レース委員会またはプロテスト委員会による艇への抗議を規則61.1(b)に基づき艇に伝えるために、抗議の公示を抗議締切り時刻までに、公式掲示板に掲示する。
- (3) 規則42違反に対し、付則Pに基づきペナルティーを課せられた艇の一覧は、抗議締切り時刻までに公式掲示板に掲示する。
- (4) プロテスト委員会は、ほぼ受け付け順に審問を行う。競技者への審問の開始時刻、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後15分以内に公式掲示板に掲示する。
- (5) 規則66に基づく審問の再開は、判決を通告された日の翌日09:00までの間に限り求めることができる。ただし、5月5日に行われたレースについては、判決を通告されてから15分以内とする。これは、規則66を変更している。
- (6) 指示10(4)、15、16(1)(2)、17、19、20および21の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは、規則60.1(a)を変更している。
- (7) 各クラス規則、レース公示2、指示10(4)、15、16(1)(2)、17、19、20及び21の違反に対しては、プロテスト委員会の裁量により軽くすることができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号はDPIである。
- (8) 指示16(3)および18は、救済の根拠にならない。これは、規則62.1(a)を変更している。

14. 得点

- (1) いずれのクラスも、5レースを行う予定であるが、1レースの完了をもって競技会は成立するものとする。天候その他の理由により、本競技会が成立しない場合でも再レースは行わない。なお、完了した全てのレースの得点を集計するものとする。
これは規則A2を変更している。
- (2) クラブ対抗の順位確定は、レース公示に基づいて行う。

15. 申告

- (1) 出艇・帰着申告は、参加チームの責任者が、自分のチームの全競技者について取りまとめ、署名申告するものとする。
- (2) 出艇申告は、その日の最初のレースの予告信号予定時刻60分前から30分前までに行わなければならない。
- (3) 帰着申告は、その日の最終レース終了後60分以内に行わなければならない。ただし、レース委員長の裁量により、申告締切時刻を延長する場合がある。

- (4) リタイアしようとする艇は、リタイアの意志を付近の運営艇にできるだけ伝えるとともに、参加チームの責任者が、帰着申告の際、リタイアした旨およびその理由を記載しレース委員会に提出するものとする。

16. 安全規定

- (1) 競技者は、離岸から着艇までの間、ライフジャケットを着用しなければならない。
- (2) B海面のOP級（初級者）の艇には、レース委員会が配布する識別リボンをセールのピークに取り付けるものとする。
- (3) レース委員会は、疲労困憊して、意思決定に支障をきたすほどの危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告を試み、さらにレースを続行するのか、中止するのかの意思を確認しても反応が得られないときは強制的に救助を行うことができる。

17. 乗員の交代と装備の交換

- (1) 競技者の交代は、事前に書面によりレース委員会の許可を受けなければならない。
- (2) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは、許可されない。交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に対して行わなければならない。

18. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会信号艇	「JJYU」旗
レース委員会艇	「RC」旗
救助艇	「RESCUE」旗
救護艇	「赤十字」旗
プロテスト委員艇	「JURY」旗

19. サポートボート

- (1) サポートボートは、レース公示に従い競技会参加申込時に所定の様式により、実行委員会からその使用許可を受けなければならない。
- (2) 使用許可を受けたサポートボートには、参加受付時に貸与された旗を掲揚しなければならない。（ポールは当該クラブで用意する）
- (3) サポートボートの乗員数は、救助活動に備え、当該艇定員の1/2（少数以下切り上げ）を越えないこととする。
- (4) サポートボートは、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまで、レースエリアに入ってはならない。
- (5) サポートボートに救援活動を要請することがある。その場合には、レース委員会信号艇に音響連続単音とともに白色旗を掲揚する。
この場合には指示19（4）は適用しない。

20. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線通信を行ってはならない。またすべての艇が利用出来ない無線通信を傍受してはならない。この制限は、携帯電話及びGPSにも適用する。

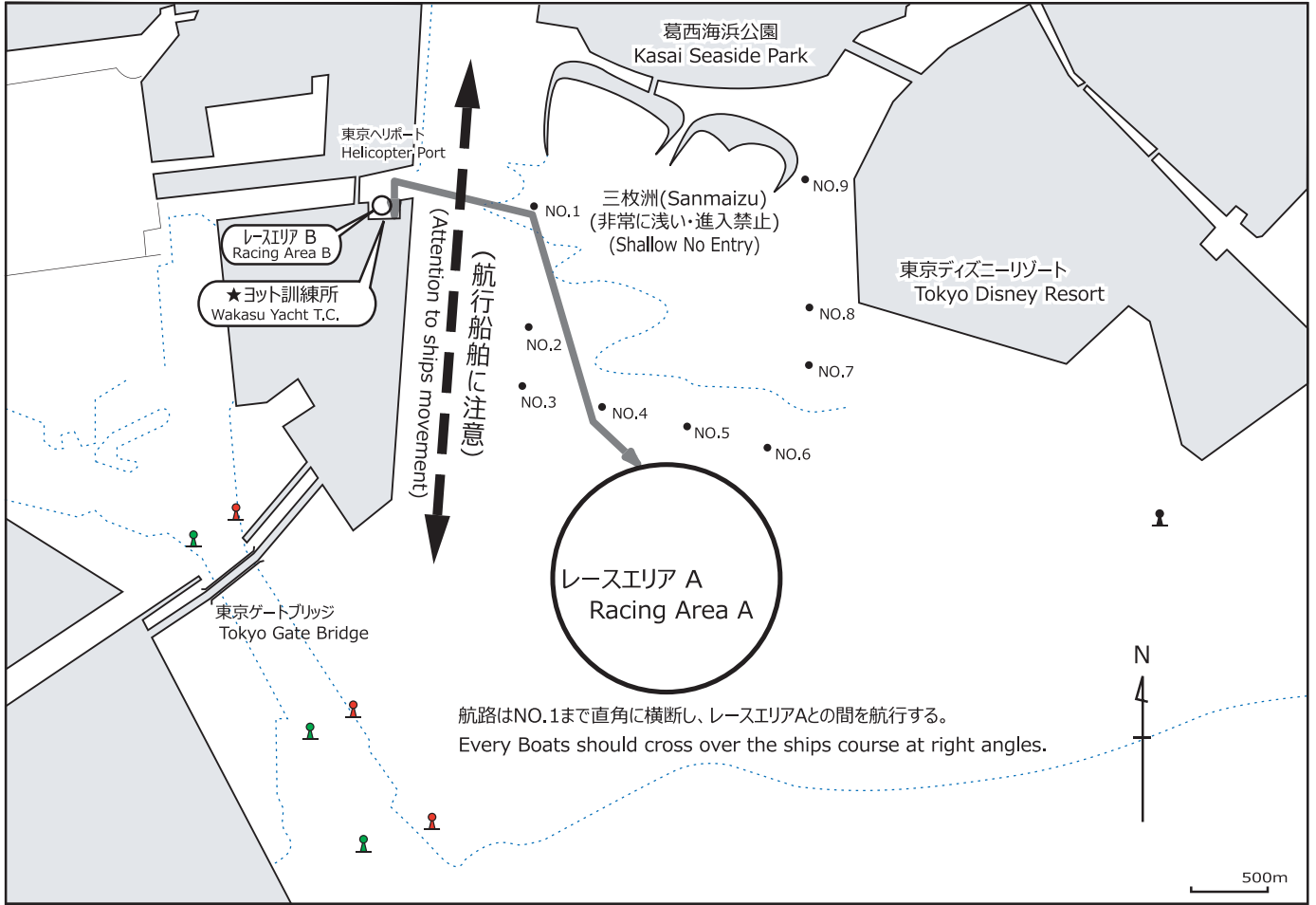
21. ごみの投棄の禁止

レース参加艇およびサポートボートは、海中にごみ等を投棄してはならない。

22. 責任の所在

競技者は、完全に自己のリスクで競技会に参加している（規則4参照）。主催者および本競技会に關与するその他すべての団体ならびにこれらに属する役員は、競技会前、競技会期間中または競技会后と關連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

図-1 レースエリア Diagram-1 Racing Area



若洲ヨット訓練所 Wakasu Yacht Training Center

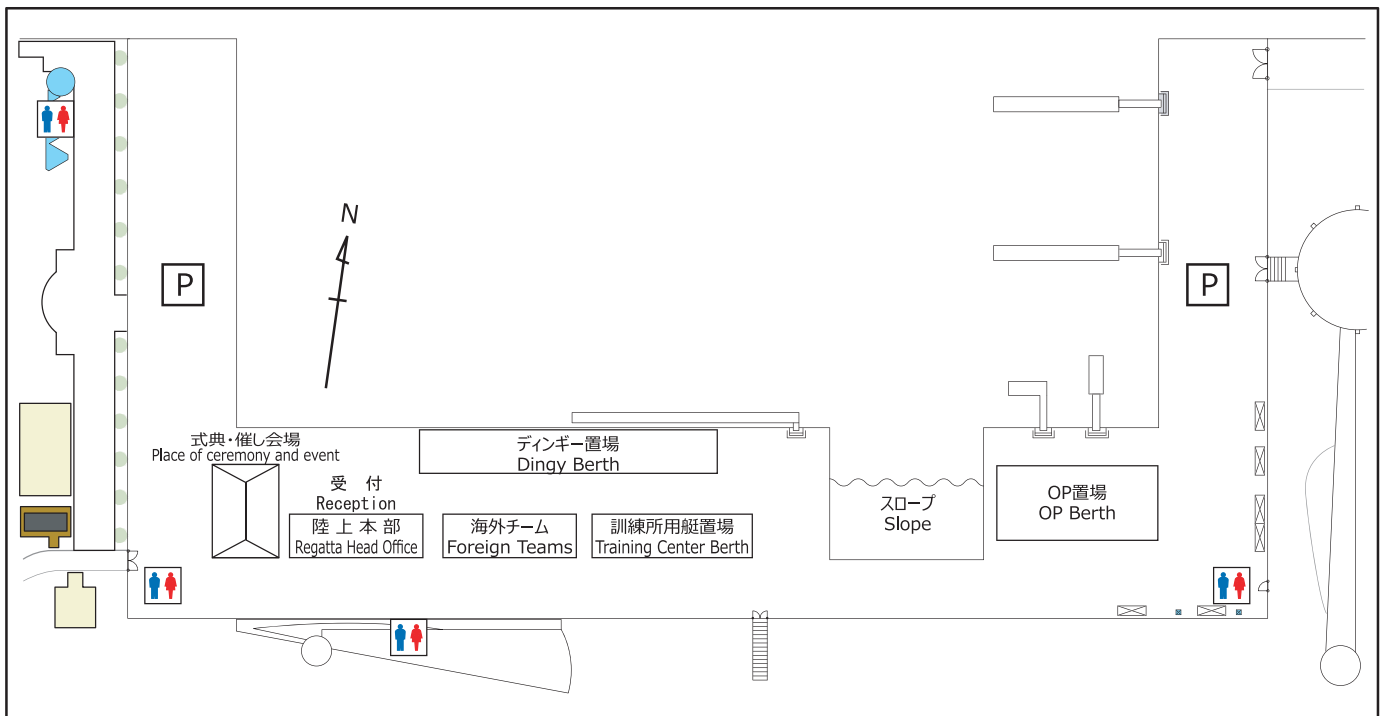


図-2 コース Diagram-2 The courses

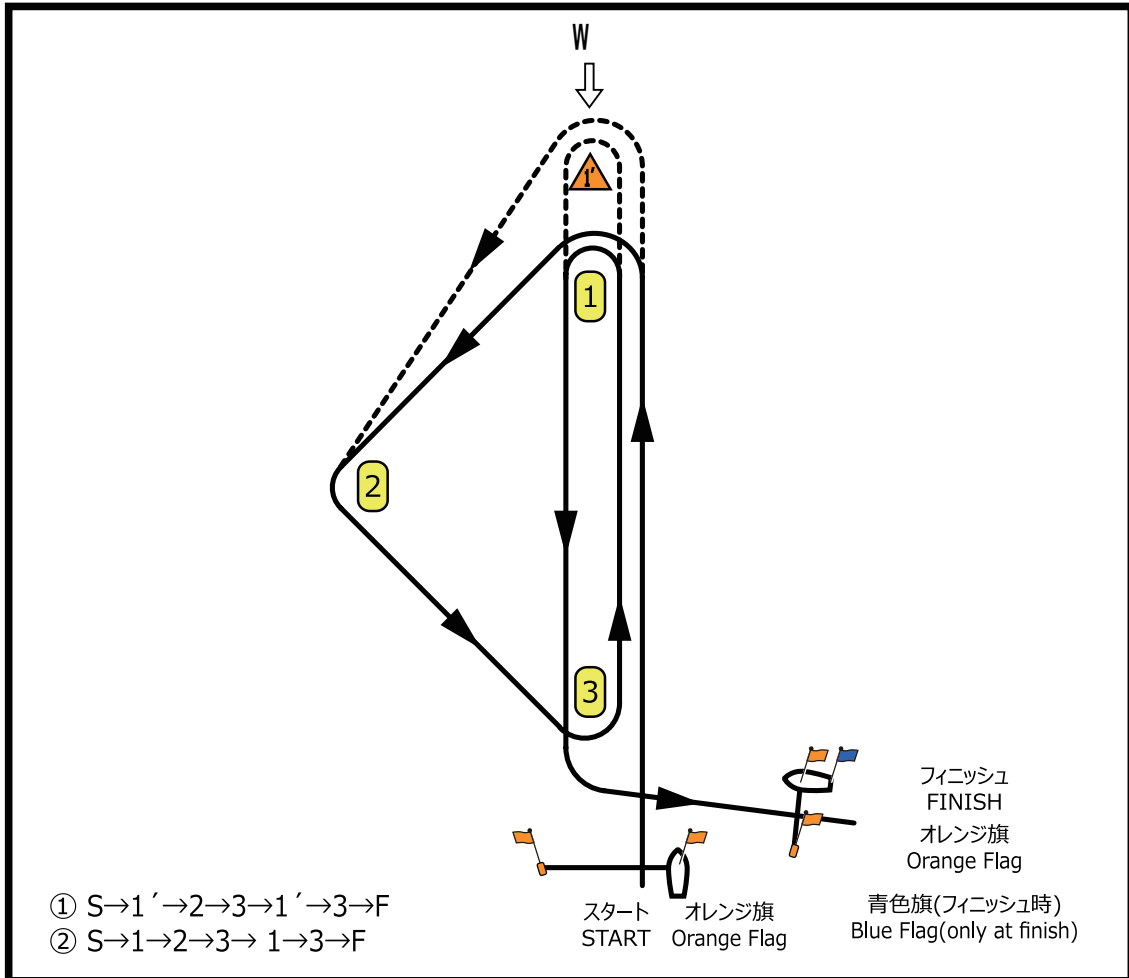


図-2-1 ① セーリングスピリッツ級、420級、FJ級
 ② OP級(上級者)、レーザー4.7、シーホッパー級SR、ミニホッパー級
 Diagram-2-1 ① Sailingspirits Class,420 Class,FJ Class
 ② OP advanced Class,Laser4.7,Sea Hopper-SR Class,Mini-Hopper Class

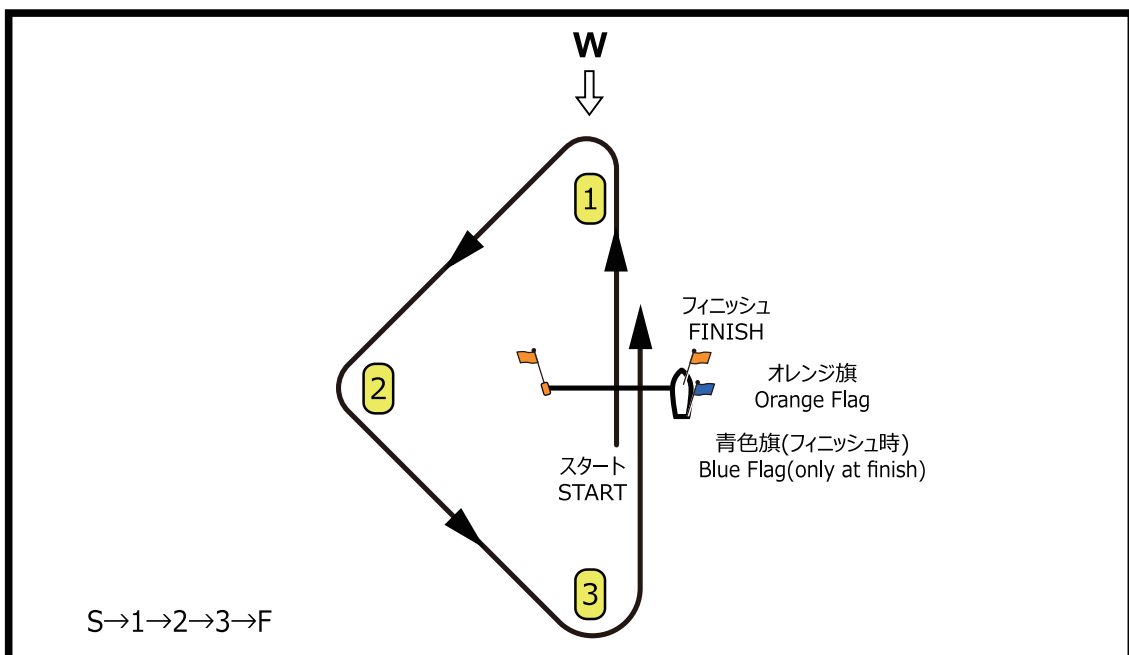


図-2-2 OP級(初級者)
 Diagram-2-2 OP Beginners'Class